

長浜水道企業団水道条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月29日

長浜水道企業団  
企業長職務代理者  
局長 前田喜代次

## 上水道条例第2号

### 長浜水道企業団水道条例等の一部を改正する条例

(長浜水道企業団水道条例の一部改正)

第1条 長浜水道企業団水道条例(昭和39上水道条例第6号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

第31条の5見出しおよび本文中「木之本上水道事業区域」を「木之本簡易水道事業区域」に改める。

第42条第2項中「厚生省令」を「国土交通省令」に改める。

第45条中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

(長浜水道企業団水道技術管理者等の資格基準、任命および業務を定める条例の一部改正)

第2条 長浜水道企業団水道技術管理者等の資格基準、任命および業務を定める条例(平成24年上水道条例第2号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項第6号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣および環境大臣」に改める。

## 付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(長浜水道企業団水道技術管理者等の資格基準、任命および業務を定める条例の一部改正に伴う経過措置)

2 第2条の規定の施行の際現にこの条例による改正前の長浜水道企業団水道技術管理者等の資格基準、任命および業務を定める条例第4条第2項第6号に定める厚生労働大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者については、この条例による改正後の長浜水道企業団水道技術管理者等の資格基準、任命および業務を定める条例第4条第2項第6号に規定する者とみなす。